第十五条の十一第二項第二号中「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に改め、同条第四項の表以外の部分中「及び」を「又は」に、「前三項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満」に、「次項第二号及び第三項第二号」を「次号及び第二項から第四項まで」に、「百分の百五十」を「百分の百三十」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十五条の十一第四項の表第二項第二号の項中「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十五条の十一第四項の表第三項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百十五以上百二十未満」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十四」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四百五十一条第二項」を「第四百五十一条第二項第二号」に改め、「乗用車又は」を削り、同項第一号イ中「イ又は」を削り、同号ロ中「(1)又は」を削り、同項第二号中「百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百十五以上百二十未満」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の十一に次の一項を加える。

6　法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに
	その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「ＷＬＴＣモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第二十四条の三十九第一項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四　法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第四号を同項第三号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第五十三条の二の更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項中第七号の四を第七号の六とし、第七号の三を第七号の五とし、第七号の二を第七号の四とし、第七号の次に次の二号を加える。

七の二　法第七十二条の三十三第一項及び第二項の更正請求書の提出

七の三　法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　法第三百十七条の六第二項に規定する届出書の提出

第二十四条の三十九第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書の提出

第二十四条の三十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　法第三百二十一条の八の二の更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第十二号の次に次の三号を加える。

十二の二　法第四百五十四条第一項の規定による申告書の提出

十二の三　法第四百五十四条第二項の規定による報告書の提出

十二の四　法第四百六十三条の十九第一項の規定による申告書又は報告書の提出

第二十五条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「第七百四十八条の承認を受けている同条の表の各号の上欄に掲げる者」を「第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿（同項に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者」に改め、「次に掲げる要件」の下に「（当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）」を加え、「承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同条に規定する地方税関係帳簿（以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る法第七百四十八条に規定する」及び「（以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。）」を削り、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「（当該地方税関係帳簿に係る電子